

平成18年 5 月16日

各 位

会 社 名 日本トランスシティ株式会社
代表者名 取締役社長 小林 長久
(コード番号 9310 東証・名証第1部)
問合せ先 常務取締役総務部長 高橋 典夫
(TEL 059-353-5212)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第92回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成18年5月1日に「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)が施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。
- ① 会社法第326条第2項の規定に基づき、本会社に設置する機関を定めるため、定款第4条(機関)を新設するものであります。
 - ② 会社法第214条の規定に基づき、株券を発行する旨を定めるため、定款第7条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ③ 会社法第189条第2項の規定に基づき、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、定款第12条(単元未満株主の権利)を新設するものであります。
 - ④ 旧商法第233条による株主総会の招集地を制限する規定が廃止されたことにより、本店所在地である四日市市内で開催する旨を定めるため、定款第17条(招集地)を新設するものであります。
 - ⑤ 会社法第370条の規定に基づき、必要が生じた場合に書面により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、定款第29条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - ⑥ 会社法施行規則第94条の規定に基づき、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対する提供を合理的に行うことができるよう、定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

- ⑦ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- ⑧ 旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (2) 会社法第 939 条の規定に基づき、公告方法を電子公告とすることにより、周知性の向上および経費の節減を図ることができるよう、現行定款第 4 条（公告方法）を変更するものであります。また、電子公告による不測の事態が生じた場合に備え、予備的な公告方法を併せて定めるものであります。
- (3) 会社法第 423 条第 1 項および第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 31 条（取締役の責任免除）および第 39 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、定款第 31 条の新設につきましては、あらかじめ監査役 4 名全員の同意を得ております。
- (4) 以上の変更に伴い、条数の変更等条文の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行規定と変更案の内容は、別紙「定款変更の新旧対照表」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年 6 月29日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年 6 月29日（木曜日）

以 上

定款変更の新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 本会社は、日本トランスシティ株式会社と称する。 英文では、Japan Transcity Corporation と表示する。 (所 在 地) 第 2 条 本会社は、本店を四日市市に置く。 (目 的) 第 3 条 本会社は、<u>下記</u>の事業を営むことを目的とする。 (以下省略) (新 設) (公告方法) 第 4 条 本会社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u> 第 2 章 株 式 (発行する株式) 第 5 条 本会社の<u>発行する株式の総数</u>は、2 億 4,000 万株とする。 <u>但し、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> (新 設) (自己株式の取得) 第 6 条 本会社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	第 1 章 総 則 (現行どおり) (現行どおり) (目 的) 第 3 条 本会社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。 (現行どおり) (機 関) 第 4 条 本会社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> (公告方法) 第 5 条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 本会社の<u>発行可能株式総数</u>は、2 億 4,000 万株とする。 (削 除) (株券の発行) 第 7 条 本会社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u> (自己の株式の取得) 第 8 条 本会社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(1単元の株式の数) 第7条 本会社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。 (単元未満株券の不発行) 第8条 本会社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式に係る株券を発行しない。 但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 (単元未満株式の買増し) 第9条 本会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式</u>を売り渡す<u>べき旨</u>を請求することができる。 (新 設) (基 準 日) 第10条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を<u>行使しうる株主</u>をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において<u>議決権</u>を行使することのできる株主とする。 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者をもってその権利を行使すべき株主又は登録質権者としてすることができる。	(<u>単元株式数</u>) 第9条 本会社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。 (単元未満株券の不発行) 第10条 本会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。 但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 (単元未満株式の買増し) 第11条 本会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その<u>有する単元未満株式の数</u>と併せて<u>単元株式数となる数の株式</u>を売り渡すことを請求することができる。 (<u>単元未満株主の権利</u>) 第12条 本会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> 3. <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u> (基 準 日) 第13条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を<u>有する株主</u>をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において<u>権利</u>を行使することができる株主とする。 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
(<u>名義書換代理人</u>) 第11条 本公司は、<u>株式につき名義書換代理人を置く</u>。 <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定しこれを公告する</u>。 本会社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、本公司においては、これを取り扱わない</u>。 (株式取扱規程) 第12条 本公司の株券の種類並びに<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか取締役会で定める株式取扱規程による</u>。 第3章 株 主 総 会 (招 集) 第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。 <u>前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する</u>。 (新 設) (株主総会の招集者及び議長) 第14条 株主総会は取締役社長が招集し、<u>その議長となる</u>。 但し、取締役社長支障あるときは、あらかじめ取締役会<u>の定めた順序にしたがい他の取締役がこれにあたる</u>。 (新 設)	(<u>株主名簿管理人</u>) 第14条 本公司は、<u>株主名簿管理人を置く</u>。 <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する</u>。 本会社の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、本公司においては、これを取り扱わない</u>。 (株式取扱規程) 第15条 本公司が発行する株券の種類並びに<u>株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令又は定款に定めるもののほか取締役会で定める株式取扱規程による</u>。 第3章 株 主 総 会 (招 集) 第16条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に<u>これを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する</u>。 (招 集 地) 第17条 <u>本会社の株主総会は、四日市市内で開催する</u>。 (株主総会の招集権者及び議長) 第18条 株主総会は取締役社長が<u>これを招集し、議長となる</u>。 但し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会<u>において定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる</u>。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第19条 本公司は、<u>株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</u>。

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会の決議) 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある<u>とき</u>を除き出席株主の議決権の過半数をもって行う。 前項のほか、<u>商法第343条の定めによる株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (議決権の代理行使) 第16条 株主は、<u>議決権を行使することができる</u>他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 但し、株主又は代理人は、代理権を<u>証すべき書面を各総会ごとに本会社に提出しなければならない。</u> (総会の議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領及び結果については、これを議事録に記載又は記録し、<u>議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</u> 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員) 第18条 本会社に、取締役15名以内を置く。 (取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会<u>において選任する。</u> 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってする。</u> 但し、取締役の選任決議<u>については累積投票によらない。</u> (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 但し、<u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(株主総会の決議) 第20条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある<u>場合</u>を除き出席した議決権を行使<u>することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行う。 前項のほか、<u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (議決権の代理行使) 第21条 株主は、<u>本会社の議決権を有する他の株主1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。 但し、株主又は代理人は、代理権を<u>証明する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。</u> (総会の議事録) 第22条 株主総会における議事の経過の要領及び結果<u>並びにその他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録する。 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員) 第23条 本会社に、取締役15名以内を置く。 (取締役の選任) 第24条 取締役は、株主総会<u>の決議によって選任する。</u> 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 但し、取締役の選任決議は累積投票によらない。 (取締役の任期) 第25条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u> 但し、<u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(役付取締役及び代表取締役並びに相談役) 第21条 取締役会は、その決議により、取締役のなかから取締役会長、取締役副会長、取締役社長及び取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 取締役会は、その決議により、前項の役付取締役のなかから代表取締役若干名を選任する。 取締役会は、その決議により、相談役を置くことができる。 (取締役の報酬及び退職慰労金) 第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。 (取締役会の招集) 第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集する。 但し、取締役会長支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役が招集する。 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設) (取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規程による。 (新 設) 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第25条 本会社に、監査役4名以内を置く。	(役付取締役及び代表取締役並びに相談役) 第26条 取締役会は、その決議によって、取締役のなかから取締役会長、取締役副会長、取締役社長及び取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 取締役会は、その決議によって、前項の役付取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。 取締役会は、その決議によって、相談役を置くことができる。 (取締役の報酬等及び退職慰労金) 第27条 取締役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議によって、これを定める。 (取締役会の招集) 第28条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集する。 但し、取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役が招集する。 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の省略) 第29条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 (取締役会規程) 第30条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役の責任免除) 第31条 本会社は、会社法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって免除することができる。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第32条 本会社に、監査役4名以内を置く。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第26条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってする。 (監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 但し、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (常勤の監査役) 第28条 監査役は、互選により、常勤の監査役を定める。 (監査役の報酬及び退職慰労金) 第29条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。 (監査役会の招集) 第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査役会規程) 第31条 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規程による。	(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 但し、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第35条 監査役会は、監査役のなかから常勤の監査役を選定する。 (監査役の報酬等及び退職慰労金) 第36条 監査役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。 (監査役会の招集) 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(新 設) 第6章 計 算 (営業年度) 第32条 本会社の営業年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日をもって決算を行う。	(監査役の責任免除) 第39条 本会社は、会社法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって免除することができる。 第6章 計 算 (事業年度) 第40条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(利益配当) 第33条 本会社の利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。 (中間配当) 第34条 本会社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を支払うことができる。 (配当金の除斥期間) 第35条 利益配当金又は中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払い義務を免れる。	(期末配当金) 第41条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うことができる。 (中間配当金) 第42条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。 (期末配当金等の除斥期間) 第43条 期末配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払い義務を免れる。

以 上